

厚木市告示第 229 号

厚木市国民健康保険条例（昭和 34 年厚木市条例第 7 号）第 15 条第 3 項、第 15 条の 7 の 6 第 3 項、第 15 条の 12 第 3 項、第 15 条の 18 第 3 項及び第 19 条の 3 第 2 項の規定に基づき、令和 8 年度の厚木市国民健康保険の保険料率等を次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 25 日

厚木市長 山 口 貴 裕

1 基礎賦課額の保険料率

(1) 所得割	100 分の 6.45
(2) 被保険者均等割	26,549 円
(3) 世帯別平等割	23,967 円
(4) 特定世帯世帯別平等割	11,984 円
(5) 特定継続世帯世帯別平等割	17,976 円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

(1) 所得割	100 分の 2.17
(2) 被保険者均等割	9,094 円
(3) 世帯別平等割	8,209 円
(4) 特定世帯世帯別平等割	4,105 円
(5) 特定継続世帯世帯別平等割	6,157 円

3 介護納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割	100 分の 2.23
(2) 被保険者均等割	10,204 円
(3) 世帯別平等割	6,929 円

4 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割	100分の0.23
(2) 被保険者均等割	1,009円
(3) 18歳以上被保険者均等割	58円
(4) 世帯別平等割	911円
(5) 特定世帯世帯別平等割	456円
(6) 特定継続世帯世帯別平等割	684円

5 未就学児の被保険者均等割

(1) 基礎賦課額	13,275円
(2) 後期高齢者支援金等賦課額	4,547円
(3) 子ども・子育て支援納付金賦課額	505円